

婚外子差別撤廃のための戸籍法改正を求める意見書

2013年9月4日、最高裁大法廷は、14名の裁判官全員一致で、民法第900条第4号ただし書前段の婚外子の法定相続分を婚内子の2分の1とする民法の規定を憲法違反と決定した。既にこの規定は、同年12月の臨時国会で改正され、発効している。

同年9月26日に最高裁第一小法廷は、戸籍法第49条第2項第1号の規定を合憲と判断したが、その判決内容は、違憲とまでは言えないと述べてはいるものの、この規定が事務処理上必要不可欠とは言えないと明言している。加えて立法において見直すべきという補足意見も付されており、決して現状を是としたものではない。

更に近年、諸外国でも婚外子差別の撤廃が進み、嫡出子、嫡出でない子の区別自体が、子供への不当な差別であるとして、婚外子を意味する言葉を削除する法改正が進んでいる。我が国の戸籍法のこの規定は、既に改正された相続分差別規定とともに、国連人権諸機関から繰り返し法改正を勧告され、婚外子の人権尊重のために、一刻も早い法改正が望まれている。

もともと、戸籍の続柄欄に出生順に序列をつけた記載をしていたのは、家督相続の順序を明確にするためのものであり、現在では必要のないものである。したがって、婚外子差別の要因を除去し、戸籍実務上不要な事項を廃止して事務を簡素化するためにも、続柄欄を廃止することは極めて合理的である。

よって、逗子市議会は国に対し、次の事項が実現されるよう要望する。

- 1 戸籍法第49条第2項第1号を削除し、出生届における、嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を廃止すること。
- 2 戸籍法第13条第4号及び第5号の規定を改正し、戸籍の実父母との続き柄及び養父母との続き柄を廃止し、続柄廃止に伴い性別を明らかにする必要がある場合は性別欄を設けるよう改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日

逗子市議会